

第2節 長野県の自治体支援と地域づくり

自治労長野県本部

高橋博久

1. これからの県のあり方

市町村合併特例法をてこに進められた市町村合併は、2006年3月をもって一段落することとなった。2003年8月31日現在、長野県における自治体の数は120団体であったが、2006年3月には81団体（市19、町25、村37）となる予定だ。

市町村合併は全国的に見て西高東低とばらつきはあっても、1999年の市町村合併特例法施行時に自治体数は3,232あったが、2006年3月には1,822となる見通しとなった。このことの是非はあるが、市町村の数が減少したことに伴い、今後は、国と市町村の中間組織である都道府県の役割と組織のあり方に焦点は移っていくことになる。

長野県では自治体数がまだ大きく残ることにより、「県」の存在は引き続き欠かせないものであることは明らかで、市町村とりわけ小規模自治体の県に対する補完機能に強い期待がかかっている。

長野県内の自立自治体が大きく残ることとなった原因は、①県下全域を10に分けて組織された広域連合による行政事務の広域処理がされており、そのことによりある程度の効率行政が行われていたこと、②自らの自治体や地域連合に加盟している他の自治体の特性、歴史・伝統・文化などに広域化を通じて住民の一定の理解や認識が深まったこと、③自然的・地理的な要因と、④県の各自治体の自主性を尊重する姿勢があったことなどがあげられる。そのような状況のなかで、長野県は自治体支援に取り組んでいるが、これからの県のあり方を考える上で長野県の自治体支援策の重要な柱の幾つかの面からその施策と課題について試論を述べてみる。

2. コモンズの創出と自治体支援事業

長野県は2003年9月28日「長野県市町村『自律』支援プログラム（以下自律支援プログラム）」を発表し、県下自治体支援のための施策を策定し、自治体支援を積極的に進めていくこととした。

その概要は、目的として「真の地方分権型社会を実現するため、中央依存型の画一的な地方行政から、住民一人ひとりの顔が見え、体温が感じられる地域を創造していく行政への転換が求められ……」「私たちが目指すべき地域社会は、住民一人ひとりが人間的尊厳を保ち自律的に判断し、意欲を持って行動する社会です。……固有の歴史や伝統文化等を礎として成り立ってきた温もりある集落や自律的に実践されている小さな自治活動が存在しています。……将来にわたって維持し、住民の絆を深め、新たなる『コモンズ』を創出していくことが市町村の活力となり、ひいては長野県の活力につながるものと考え

ます。長野県は……『コモンズ』の創出を目指し、合併を選択する・しないに関わらず全ての市町村が……最大限の自助努力を前提として必要な支援を行います。」としている。

つまり、県は新たな「コモンズ」の創出を目指すため自助努力を前提として市町村支援を行うこととしているのである。

「市町村『自律』支援策」については、「……必要な地方税財政基盤の確立を国へ要望するとともに、県と市町村との基本的な役割分担の見直し、住民自治の拡充、コミュニティの振興など市町村自治の充実に必要な取り組みを行います。……自助努力を前提に小規模市町村に対して、財政的な支援、事務事業の執行を補完する仕組みを構築します。」として、地域住民、市町村、県の役割を示し、対象市町村は全ての市町村とした。また支援体制として、市町村「自律」支援チーム（地方事務所）及び市町村「自律」支援会議（本庁）を設置することとした。

3. 具体的な取り組み

(1) 「自律支援プログラム」

「自律支援プログラム」は、①地域の広域的課題への対応・支援、②市町村の補完機能（市町村特例事務支援制度）、③財政的支援、④情報提供、行財政運営等に関する研究支援の充実、⑤地方制度の研究支援、⑥国への提言から構成されている。

この「自律支援プログラム」は「人材」、「財源」、「権限」を柱に、市町村に対して支援し国に対しても提言していくという内容となっている。

このプログラムの施策は、小規模市町村への財政措置が見直され地方交付税による財源保証が縮小される中で、これまでの行政水準を維持し、小規模自治体の生き残りが困難となる状況が懸念されるという背景があった。小規模自治体が多く存在する長野県は、全国に先駆けて取り組む必要があったのである。

こうした中で、特定の地方自治体のみを支援するのではなく、公平な立場からの支援策を展開し、またとりわけ過疎地に対しては支援策を強く打ち出すこととしている。

一方、「三位一体の改革」の中で、地方交付税の大幅な削減が示された2004年度地方財政対策と、それに伴う市町村における当初予算編成段階（2003年末）において、県下の小規模町村長の間で真剣な課題として取りざたされた、「県への事務の移譲（特例委託事務）」の話は結局のところ具体化されず、それぞれの市町村が苦しい財政の中で当面やりくりしてしのいでいく形となっている。

(2) コモンズ支援金（信州ルネッサンス革命推進事業）

① コモンズ支援金制度創設の経過

これまで、県の各部局に分散されていた種々の市町村の地域づくりに係る助成制度を統合するとともに総額も従来に比べ増加した。

コモンズ支援金はどの制度を統合したのかをみると次のようになっており、2005年度10億

円規模となった。この支援金の最終的な規模は15億円とされていたが、その後同年度中は10億でいくことになった。

統合された地域づくり助成制度

(単位 千円)

事業名	担当部署 内容	2004年度予算額	2005年度 部局要望額
地域づくり総合支援事業	総務部市町村課 まちづくり支援室	400,000	400,000
集落創生交付金	総務部市町村課 まちづくり支援室	200,000	200,000
手作り農村支援事業	農政部 土地改良課	22,000	50,000
コモンズによる緑のアクション推進事業	林務部 森林保全課	11,500	18,900
お年寄りといつでもふれあえる学校づくり支援事業	教育委員会 義務教育課	7,000	14,700
合計		640,500	683,600

≒約7億円

② コモンズ支援金の採択基準

コモンズ支援金の交付対象事業は、特別分（3億）と一般分（7億）に分かれている。その制度の誕生の経緯から、上記の5本の事業の統合したもの（約7億円）に、特別枠の3億円が加算されたものと考えられないこともないが、特別分（3億）は本庁において決定するもの、一般分（7億）は地方事務所ごとに決定するものとされ、いずれもハード事業に対しては三分の二、ソフト事業については十分の十補助するが、人件費、事務費は対象とされない。また、既存の事業で継続させようとするもの、これから研究をはじめめる事業には厳しいチェックがされる。また1回で終わるイベント的な事業には補助されない。

③ 制度スタートをめぐる混乱

コモンズ支援金は前述のように2004年度まで、各政策分野ごとに実施されていた補助事業を統合して市町村の地域づくりに交付される仕組みとなったが、一方ではそれまで各部で補助採択が行われていたものが、一元的に採択が決定されることになり、それだけ決定権限が集中する結果となった。

とりわけ「特別分」は県と「同じ方向性」の市町村事業を支援する仕組みを創設するとしたところから、県の施策、知事の意向に沿う事業を市町村に強要した制度で、地方分権に反する制度ではないかと県議会で大きな議論となり、付帯決議がされた。

また、この制度は新年度の事業開始をまじかに控えた3月にずれ込んで発足したことで市長会、町村会ともに説明が著しく遅れたことや、従前の地域づくり総合支援事業など、地方事務所ごとに市町村の意見を反映する補助の仕組みであったものを廃止することから、大きな反発が起こった。

こうした経緯の中で、特別分、一般分ともその採択を決定するにあたっては、本庁又は地方事務所ごとに選定委員会を設け、意見を聞くこととされた。しかしながら、本庁での委員会は市町

村の代表をオブザーバーにしたにすぎず委員は県の幹部によって占められたため、依然として、採択過程での「知事の恣意」の懸念は払拭されていないのが実情といわざるを得ない。

この制度は市町村での財源確保の観点からは魅力的な制度であるとともに総額10億円（2005年度）という、県民の税金を投入することから、採択にあたっての透明性の確保と説明責任がきわめて重要であるだけに査定による選別の恐れ、継続性、基準の明確化などが課題となっている。また選定における仕組み作りの過程で委員となるべき市長会会長、町村会会長の、差別的扱い（事実上の排除）は大きなしこりを残すこととなった。

市町村財政が厳しくなっていく状況下では、「この制度を使わない手はない。」として、安易に知事の意向に沿うような事業申請が行われない保証はなく、この制度自体に客観的な再検討が加えられる必要がある。公平さと透明性が確保される制度的熟成が行われなければ、第2の特別交付税的存在になり、県、市町村を通ずる財政規律を破壊する恐れがあり、ひいては自治を崩壊させないとも限らない。とかく批判の多いこれまでの国のやり方の裏返しとなる危険があることは指摘しておかなければならない。

④ 2005年度（平成17年度）の申請、採択の状況

5月23日段階での、「コモンズ支援金」の交付申請の集計結果は、「一般分」と「特別分」あわせて申請件数752件、申請額は29億2,400万円で、交付予定額10億円の3倍となっている。

「一般分」の交付予定額は7億円を10地方事務所に管内の市町村数や面積、高齢化率などをもとに3,000万円から1億8千万円ずつ配分している。

これをもとに各地方事務所は募集を開始した。

ア コモンズ支援金（一般分）（第1次分）の採択状況

採択は各地方事務所毎の選定委員会判断となっているとなっている。

第一次申請で執行率100%のところもあるが、第二次申請を受け付けている地方事務所もあり対応は異なっている。

採択は各地方事務所ごとに下表のとおりで、県下総件数は396件金額で6億5,181万円となり執行率は93.1%となっている。

一般分の地方事務所別申請、採択状況 （単位：千円 配分・申請額は千円未満切り捨て）

地 区	配 分 額	申 請 額	申 請 件 数	採 択 件 数 (1次分)	金 額
佐 久	57,700	218,260	56	41	57,518
上 小	49,000	157,570	34	27	38,367
諏 訪	30,700	37,090	14	12	30,700
上 伊 那	49,700	97,340	60	46	45,185
下 伊 那	186,700	371,920	123	76	186,700
木 曾	65,700	16,990	66	39	65,700
松 本	66,800	186,830	70	51	66,800
北 安 曇	55,700	151,100	64	37	55,426

地 区	配 分 額	申 請 額	申 請 件 数	採 択 件 数 (1次分)	金 額
長 野	79,300	172,670	72	36	58,753
北 信	58,700	110,650	38	31	46,661
計	700,000	1,700,420	597	396	651,810
特別分（本庁決定分）					
計	300,000	1,143,027	146		

イ コモンズ支援金（特別分）（第1次分）の採択状況

信州ルネッサンス革命推進事業支援交付要綱に基づき、6月27日に選定委員会による最終審査を行い採択した結果を発表した。なお申請は96団体、146事業、11億4,302万7千円であり、3.8倍の申請金額となっている。

採 択 概 要

（単位：千円）

事 業 区 分	件 数	支 援 額	事 業 例
安全・安心な暮らしの支援	5	4,026	住民による通学路の安全確保活動「ふるさと交番」の設置など
地域交通の確保	2	5,282	中山間地域におけるバスロケーションシステムの活用
県境地域等の活性化	1	2,940	県境を越えた連携による視学を招いた講演会等の開催
やさしい街づくり	4	20,232	障害者と健常者との協働によるイベントの開催
美しいまちづくり	13	66,862	地域の景観に配慮した統一サインの整備など
魅力ある観光の創出	12	38,774	地域の自然環境を生かした体験型の交流事業の実施など
コモンズビジネスの支援	3	8,116	地元の食材の活用による特産品の開発やブランド化のとりくみなど
ゆたかな森林づくり	2	9,292	荒廃した竹林の整備による新たな資源化への取り組みなど
協働型のむらづくり	6	28,607	住民自ら計画し施行するコミュニティ拠点作り
特色ある学校づくり	5	3,659	お年寄りと子供たちが日常的にふれあえる教室の整備など
その他の地域の活性化	11	31,038	広域的な連携による地域特産の展示会の開催など

採択は63件、2億1,882万8千円で、枠の3億円に対し執行率72.94%となっている。

なお、県は特別分の第2次分の募集を始めている。

※資料

I コモンズ支援金の趣旨

コモンズ支援金（信州ルネッサンス革命推進事業）は、「未来への提言～コモンズから始まる、信州ルネッサンス革命～」の具現化を図るため地域に軸足を置いた施策や共同して行う創意工夫ある取り組みなど、提言の理念に基づき市町村や公共団体等が行う事業に対して、必要な経

費を支援するもの。

Ⅱ コモンズ支援金の内容

1 支援対象団体

- 市町村、広域連合、一部事務組合
- 公共的団体等（県内に事務所を有する公共的活動や地域づくり活動を行うNPO、協議会等）

2 支援対象事業

(1) 特別分

以下の表に掲げる事業のうち、次に掲げるもの

1. 先駆的でモデル性が高く、かつ、他の地域への普及が期待される事業
2. 事業効果が広域市町村圏を越えて広範囲に及ぶものと認められる事業
3. 県が実施する事業と同様の目的を有する事業で、当該目的の推進に資するものとして、12分野の事業区分をしめした。

①安心・安全な暮らしの支援 ②地域交通の確保 ③県境地域等の活性化 ④やさしいまちづくり ⑤健康な暮らしの応援 ⑥美しいまちづくり ⑦魅力ある観光の創出 ⑧コモンズビジネスの支援 ⑨ゆたかな森林づくり ⑩協働型のむらづくり ⑪特色ある学校づくり ⑫その他地域の活性化

(2) 一般分

上記の事業区分のうち特別分の対象とならないもの

3 支援内容（交付額）

- ソフト事業：10分の10以内
- ハード事業：3分の2以内

(3) 小規模自治体に対する支援

① 特例事務受託制度の創設（2004年度から）

特例受託事務については、市町村の個別の要請に応じて県が検討することされており、現在市町村からはその正式な要請は行われておらず、したがって具体的業務を特定するには至っていない。また、制度利用にあたっては、(ア)県下自治体平均財政力が、3ヵ年平均(0.315)を下回っていること、(イ)人口はおおむね1万人未満であること、(ウ)最大限の自助努力を前提としたうえで、補完することとされており、県下43町村が該当すると判断している。なお高齢化比率基準はないとされる。

② 市町村担当職員の配置及び職員の派遣交流の充実

ア 市町村コンシェルジュ制度

県に市町村ごとの担当職員を配置し、市町村の相談窓口を開設する目的で、コンシェルジュが設置された。

この制度は2003年度（H15年度）からスタートし、2005年度には41市町村に対し110名が市町村コンシェルジュとなっている。ちなみに本庁、現地機関別では制度発足の2003年度は本庁42名、現地機関60名となっている。なお、この制度については制度を活用している自治体とそうでない自治体、また、県の担当職員の意識の濃淡により評価が微妙に違っている。

県は頻繁な人事異動を繰り返していることから、市町村職員との関係を希薄化しており、県と市町村の職員同士のつながりや連携は、この制度によって深まるかどうか、今後の積み重ねに左右されるだろう。

イ 市町村への県職員の派遣と市町村からの研修派遣

県の派遣制度は相互派遣、自律支援派遣、自治法派遣の3つがある。市町村からの研修派遣も県は受け入れている。派遣先の市町村数は2003年度（平成15年度）99、2004年度106、2005年度89市町村のほか、一部事務組合、広域連合、郡町村会などがあり、県下市町村と関連団体へ満遍なく相当の数を派遣しているが、派遣数0の自治体もある。市町村への派遣では最大人数は3人となっており、薄く、広く支援するという方針が貫かれている。（長野市保健所分を除く。）

日頃、県の窓口では扱うことが少ない住民サービスを、第一線に立つ市町村役場で直接体験しながら、職務の上で知識やノウハウを提供し、助言や人材育成に奮闘している。このことは一義的には財政的な支援と並んで大きな自治体支援策となるとともに、第二義的には市町村の人材育成につながっており、県職員の研修と併せ多面的な効果を上げている。

費用は自治法派遣では派遣先が人件費を負担するが、それ以外の派遣では派遣元の県が負担している。このような環境下、大学の研究者が、長野県に国内研修で派遣されるケースも具体化されつつある。

県はその研修派遣費用の所要額について公表していないが、ホームページに公表されている職員給与から推定すると、給与だけで、2003年度7億5千万円、04年度は10億6千万円、05年度は8億4千万円程度を負担しているとみられ、これが結果として市町村の支援に回っていることとなる。（※県の職員の課長級と主任級給与を単純平均し研修派遣者数を乗じて推計した。）

（単位 人）

年 度	相 互 派 遣 県→市町村	(交流研修) 市町村→県	自 律 支 援	自 治 法 派 遣	合 計
15年度	39	(12)	69	31	151
16年度	75	(42)	77	29	181
17年度	57	(36)	64	20	141
合 計	171	(90)	210	80	473

ウ 県と市町村の人的連携をめぐる課題

市町村と県との相互交流は、平成15年4月1日付けでは39名であったが、その1月後の5月1日付けで大幅な県職員の市町村派遣が行われ、自治体支援の積極的取り組みが始まった。

研修派遣は過疎市町村や財政力が弱い団体が多く受け入れ、比較的財政力の小さな自治体が積極的に利用している。この制度は「研修」を目的としているが、町村では事務・事業の運営上必要とする分野に対し派遣を求めており、県職員を好意的に受け入れている。おおむねプラスの評価がされ、継続を求められているところが多い。時世を反映して2004年度の自治法派遣は、合併事務を扱っている部課への派遣となっている。

制度の課題として、県職員の市町村での研修は、当初の目的と異なり、幅広い業務の相談、アドバイスや研究となることがままある。また研修の期間が設けられているため市町村の職員養成への貢献は困難性があり、市町村での期待に反してこの面での成果には限界がある。

また派遣後、派遣先の都合により当初の予定と違う任務につくことがある。県の職員から見ると市町村に都合よく使われているという印象が残り、ストレスもないことはない事例が見られる。

この制度は人件費を県が持つため、強力な自治体支援事業となっている反面、一度支援を受けると継続的となり易くこの制度に依存することとなる恐れが強いことは注意を要する点である。

(4) 県と市町村の連携・協働

① 役割分担の見直し・権限移譲の推進

市町村・広域連合に対する権限移譲では、2003年度45法令 397項目が委譲されている。これはほぼ他県並みで、法令のとおり委譲が進められているが、長野県独自の取り組みは進んでいるとは言い難い状況にあり、分権の立場からは物足りない。

また、市町村の支援を考える場合、前提となるのは県と市町村の役割分担であり、それぞれの権限と責任を再度確認した上で、ともに協働する仕組みを構築することが必要である。そのためには積極的な権限委譲を前提として、役割分担を根拠付ける権限を整理することが肝要と思われる。なぜならば、県が進めている「コモンズ」推進策により、基礎自治体である市町村の行政領域に県の施策が侵入しつつあり、両者の役割が不明確になりつつあることが指摘されるからである。

これは知事への権限集中によるムチとコモンズ支援金によるアメの使い分けとなっているのかとの疑念も生ずる。もっとも、市町村にとって見れば権限が委譲されたからといって、直ちにまちづくりが飛躍的に発展するはずもなく、また財源が確実に付いてくるわけでもない。権限委譲は市町村にとって手放しでは余り喜ばないところではある。

そのような観点で言えば長野県は、権限委譲を進めないことにより特例委託事務を小規模市町村になり代わって委譲せずに行っているともいえる。

② 地域づくり支援の体制づくり

ア 下伊那地域振興局の設置

下伊那郡町村会の提言を契機に、それぞれの地域の実情に即した「市町村と県との協働体制」を構築するとともに、地域に軸足を置いた「県の組織のあり方」を検討し、その成果を全

県に広げていくことを目的に、2004年（平成16年）5月27日「下伊那地域振興戦略会議」が設置され、そのあり方が検討された。

2005年度（17年度）4月1日から下伊那郡区、すなわち南信州広域連合エリアに地域振興局として阿南町（南部地区）、阿智村（西部地区）、豊丘村（北部地区）役場内にふるさと振興局がそれぞれ設置された。

3つの「地区ふるさと振興局」は設置各役場に県職員が1名地域振興コーディネーターとして駐在配置され、構成市町村からは、職員が自らの役場に勤務しながら、随時、必要に応じて集まり、会議を開き事業を推進することとしている。現在は地域共通の観光ガイドなどを作って連携を中心にした、手探りでの組織とサービス事務作りを進めている。

県から派遣された職員がコーディネーターとなって、各町村の職員がそこに結集するというものであるが、県としての組織上の位置付け、権限、任務、職務の分掌は全く定められていない。したがって、「振興局長」など業務の責任者が置かれることもなく業務の内容も根拠が明らかになっていないため、今後の進め方は不透明である。条例等と、組織上の位置付けを明確にすることが喫緊の課題である。しかし事業は一步前へ進みだした。

この取り組みは試みとしては、地方分権の流れに沿ったものであり、県・市町村双方にとって推進すべき方向のものであるが、県行政における位置付けが曖昧であることもあって自治体ごとに温度差があることは事実で、自治体の主体的奮起と、県のイニシアチブが必要であろう。

更に、この中で広域連合への県の協働の方法についても提起されているが、広域連合の一層の活用策が課題である。この「地域振興局」の場合、広域連合とは別の広域連合内の小地域内での協働事務に限定した事務の共同化とはいえ、課題も多い。

それはすでに設置されている広域連合との兼ね合い、広域連合の主管市としての飯田市との調整、一部事務組合などとの行政全般の見直しを伴う調整が数多く残っており、早急な対応が望まれる。

なお、この地域振興局は下伊那地区を除いて全県の圏域内に設置する動きは今のところない。

県は現在県下全域に地域のグランドデザインを描き、地域の活力を高めるための施策を進める現地機関の整備を検討し、地区ふるさと振興局をこの中に位置付ける作業を進めている。

イ 地域本部制の導入

昨年末、県は県行政機構審議会（平尾勇会長、委員8人）に、県内10広域圏の現地機関を再編成し予算要求と人員配置の権限を持つ「地域本部長」（ゼネラルマネージャー）を置くことを柱にした組織再編成案を示し、了承を得た。

その内容は、地方事務所、保健所、建設事務所を再編し「地域振興」「福祉健康」「基盤整備」の三事務とし、地域の課題を地域で解決するため、地域本部長は管内の複数の現地機関にまたがる課題を総合調整し、意志決定するものとした。

県は必要な条例改正案を9月議会に提案し、議決を経た上で、2006年（18年）4月に組織再編を実施する予定としているが、9月議会では、なお審議される点が多いとして継続審議となっている。

ウ 地域振興事務所の設置

県は地域本部長を地域のグランドデザインを描き地域の活力を高めるための施策を推進する最高責任者として位置付け、地域振興事務所、事務センター、福祉健康事務所、基盤整備事務所の設置をする原案を6月23日公表した。

再編案によると、地域本部長は、地域振興事務所長を兼務し、地域独自の施策を進めるために必要な予算要求、年度途中で管内の現地機関の人員配置を決めたりできる本庁の部局長と同格とし、県の政策形成や重要施策を決定する。また、地域本部長は「政策戦略会議」を主催するとともに、本部長直属の「地域政策スタッフ」を配置する。

一方、各事務所内の共通事務は各所ごとに「事務センター」に集約し、入札や資格登録、許可申請、旅券申請、情報公開等各所に別れていた窓口を一本化する。

広域圏毎に地域の特性を反映させる独自の組織も新設する。下伊那地域の町村を支援する「ふるさと振興局」、諏訪湖浄化を進める「諏訪湖事務所」、木曾地域の農林業支援を進める「木曾農林振興事務所」が計画されている。

県は地域密着型の組織改正と県組織内の人事、予算、権限の分権を進め、現地での県民要望に応える考えである。しかしこれはまだ審議の段階であり、今後さらに細部に亘る検討がなされ、組織と権限の調整を進め、実際に地域で課題を解決できる機能が果たせるかどうかを試されることとなる。

エ 組織再編の課題

県の組織再編により、これまでの県の行政のあり方を大きく変え、地域に密着した行政がめざされることとなる。これは趣旨どおり実現すれば、率直に喜ぶべきことである。しかし一方でこのことは市町村の本来の行政に介入し、県のいいところ取りになる危険性もある。また、こうした県行政の組織再編のねらいや方向性について、市町村関係者や各種団体などとの話合いや県民合意がないまま進められようとしていることも問題がある。この点を県と市町村の役割分担をきちんとした上で、どのように調整していくのか。また県の想定以上に、地域が多くの支援を求めた場合には、市町村の自立を前提とした地域振興は名前倒れになりかねない。

更に恐れるのは基礎自治体が県に依存することにより自治を崩壊させる恐れが出てくる。ここをどのように解決していくのか、課題は多い。

この再編案の成否は、市町村の意見を十分に汲み取って、行政サービスの提供が市町村にとっても質的に改善され、機能が向上するかがポイントとなろう。また、現地機関の権限委譲が真に実質を伴ったものになるかも、鍵となる。

県民の期待に応え県民生活が都市部だけでなく中山間地においても憲法が保障する「文化的で最低限度の生活」を維持向上させることが出来るのか、はたまた山間地では住民が都会に追い出されてしまうのか、早急な地域づくり政策と推進体制の充実が急務となっている。また広域連合の強化充実も含め今後各方面の意見に真摯に耳を傾け、最大限に尊重し、基礎自治体である市町村のための真の改革と自立（律）が実現することを期待し、試行段階にある長野県における自治体支援策の一端の報告とする。

第2節 長野県の自治体支援と地域づくり

質疑編

辻山 いまの高橋さんのご説明の範囲内で確認しておくことがあれば、またご意見をうかがって、その後で実は長野の自治研センターと総研との共同研究ということで、長野の広域連合を合併の影響との関連から調査しようということでやって参りましたので、それに関する若干の説明、補足があるかと思いますが、最初に高橋さんのご報告についてなにかございますか。

高橋 地方事務所のことです。

大門 2点いいですか。一つは、初歩的な話で、最近私は不勉強で教えてほしいのですが、長野は「じりつ」は律ですよね。一般的には立つ方を使いますが、律する方の律は定義としては立つ方と何が違って、なぜこの律にしているかという経過が全然頭になくて、私が全然承知していないので教えてほしいというのが一つです。

それと、先程人事異動の話が出ていて、部局ごとかなり短いサイクルでがらっと人を入れ替えてしまうというのは、他でも結構あるというのは前に別のルートで伺っているのですが、そうすると行政の継続性とか、経過とか全然わからなくなると思うのですが、いま人事の関係はどうなっているのか補足で教えていただければと思います。

高橋 自律については、田中知事が主導して使っていますね。だからこれは政治用語というふうに私たちは判断しています。一般的には国語辞典通り「立」を使うのが筋だろうと思います。実を言いますと、自治労県本部と連合長野が連携し、関係団体に呼びかけ、地方六団体と経済団体、連合長野、それから自治研センター12団体で「地方行財政の自律を実現し地方自治を確立する県民会議」を設立しました。ぎょうにんべんの律するを使っているんです。これも政治的です。一般的にそういうふうに割り切って県民もみえていますね。

それから2つめの人事サイクルの関係ですが、これはたとえば人事・企画・財政・人事関係はエリートコースという見方をしています。知事はこれを解体しなければ分権が進まないという見方をしていますので、ここを全部はずしている。知事直結のメール制度がありますので、それに忠実に情報を提供する職員をどんどん引き上げるといわれています。だから、とんでもない抜擢人事なんかがあると、メール人事だといわれています。

そのことによって人事課は適材適所でやってきた人事をばらばらにされました。したがってこれは復旧するのにもう時間をかけても無理ではないかというほどにバラバラにされてしまいました。これが人事です。

それからもう一つは財政・会計です。いままでのわかっていた職員を多勢出してしまいましたので、2002年度の決算数値で2ヵ所決算数値が間違っただけです。執行の結果をまとめた決算書を間違っただけ議会に出してしまっただけ。県政始まって以来だと言われるような事態も起きています。

人事については、とにかく長いことおいておくことが嫌いで、短い人は1ヵ月・3ヵ月で異動させられてしまうということで、一番不満に思うのは、知事はもっと部下を信頼して、ちょっと我慢してでも使ってみるべきだなと思うのですが、それができない感じですね。やはり行政マンとは違う感覚を持っていますね。これは私の個人的な思い入れがあつての報告ではないかと思いますが、割引いて聞いてください。

辻山 自律支援プランの冒頭で、田中知事が挨拶文を書いていて、自律と自立の違いについてちょっと触れているのですが、立つ方を金太郎飴といっているんですね。ワンセット主義みたいな金太郎飴になるという意味なのかな。

高橋 住民の中から出てくる自治を自律だと考えています。行政マンがやるやつは立つんだと。つまり作文じゃないかという感じが。

小原 理屈はわからないのですが、自立というのは、何故かはわからないけれど、自立というのは、自分で立ってしかし横とも比べて横並び主義につながるのだという言い方をしますね。それで形としてはまちづくりにしても金太郎飴になる。理屈はわからないですよ、禅問答ですから。

大門 修正された予算関係事業費、全額削除されたんですね。山間地のIT講習ってどうするんだろうなど。パン

コンを使えるようになったとしてどうするんでしょうね。

辻山 これはもともと車にITを積んで走るというものだったんですか。

高橋 そのように聞いています。

大門 高齢化率48パーセントの世界ではなかなか。

佐藤 たとえば、インターネットにつながりますよ、インフラはあるけど使える人が少ないからというのならなるほどなと思うのですが、山間部でそうなっているというのはないのでは……。

辻山 たまにバスが来てさわったからどうというものでも。

三野 ただ、よく合併なんかの特例事業でCATVを整備したりというのがあるじゃないですか。あれも結構実際整備してもじいさんばあさんがパソコンを使うわけじゃないので、テレビの数が増えたという程度なのですが、ただ過疎の木曾連合でいっていたのですが、田舎のじいちゃん、ばあちゃんというのは、テレビが唯一の娯楽なんだ。だからテレビが最低見られるようにしてあげるのも行政としては一つの責任だみたいなことを言っていて、それはそうかなと思ったんですがね。

大門 ケーブルテレビはわかるのですが、電波が届かなくてもテレビが見られれば大きな進歩ですが、これはITですからパソコン10台を並べてという世界ですよ。ケーブルテレビでもつないで、そういうサービスは東京近辺ならかなり進んでるんですが。

辻山 何かこれ全体が支援事業としてとらえられているけれど、そういう名前で補助金つくって、特区みたいに対象団体に選ばれるかどうかというのは、いくつあるんだろうかと思いつつ聞いていて、三位一体の改革で補助金を一般財源にしようや、という議論をしているときに逆行じゃないかと思いつつね。

だとしたらもう少し別な形で、地域へ落としてしまっただけで使い方を広域連合で考えさせるというようなものもあるんじゃないか。これじゃ県の職員も忙しくなっている一方じゃないか。

磯崎 大きな流れとしては、大きく束ねて使い勝手を良く、包括化していくというのが、かなり細分化した、零細補助金はやめていくということだと思ふんですけどね。知事の考えはどうか。

大門 別なところで知事の裁量で3割切れる世界に変えていっているのも自ら言っている分権の世界と逆行ですよ。それまでは市町村が地方事務所でいろいろやれる世界だったんですよ。

高橋 それを大きくしながら知事の権限が入ってくる。

辻山 高橋さんの仮説としては、人口が少なく高齢化率が高く財政がなかなか大変だという、そこがどう成り立つかと考えれば、一つ一つの補助金がそこに向かっていっているのかという検証はありうるよ。

稲葉 小規模自治体に対する補完・支援という観点から見たときに、7ページの調査項目で、小規模自治体に対する取り組みをやっているのですが、2とか3のなかにも、もちろんそういうものがあるわけですよ。そしたらどこまでそういうふうにいえるのかというのが、自治体向けでない、NPOとかと直結していますよね。長野県の小規模自治体と県との関係という角度からみた参考になるようなものがどの程度あるのかが興味あるんですがね。

集落の活性化ですか。そういうとらえ方をしているのはどういう議論なんですかね。長野の場合には山間地からコミュニティというのは集落でとらえると。

高橋 知事が思っているのはコモンズという考え方がベースにあるんですよ。そういうところで、住民がいきいきと生活していくためにどういう支援ができるのかという感じで施策が出てくるんですよ。そのためにどういう補助金、制度をつくっていくのかということになると思うのですが、さっきの3つ挙げました集落創世交付金の資料でも出しましたが、住民が中心となって集落を活性化するものに対して出していくよ。

沼田 人事は恣意的な選別があると言いましたが、地域に対してもそうなんですよ。知事が見て好ましい集落だということには支援する。これは逆に町村が事業を申請するのでしょうか、そのときに好ましい町村がやるかどうか。その政治的な恣意性を感じるのが一つですね。

もう一つは、こういう事業を小規模町村の支援というのは全国どこでも同じ課題だと思いますが、これで本人あるいは県庁は、これをやってこの先の県自体の姿をどういうふうイメージして、その中で整合性、この事業と将来の県の姿との整合性がとれてるのか、とれていないのか、あるいはイメージがあってやっているのかどうか。

やはり県知事はどうも期限付きの政治家だから次の選挙のことも大事なのでしょうが、信州という場合の次の

県のあるべき姿とこの事業のつながりはどういうふうと考えてらっしゃると思われませんか。

高橋 信州のイメージを活かした産業づくりということではないかと思うのです。あるいは、たとえば農業にしてみれば特産品をブランド化して、それをグレードアップして高く売っていかう。あるいは観光に関して言えばプラスアルファをくっつけたような高いサービスを提供してリピーターを呼び寄せようとか、そういうことを考えているのではないかと思うんですが、ただそういう議論がされずに知事の頭の中だけで勝手に動いているという感じがして、僕はそんなことはどこで言ったんだと思ってるんですがね。

と同時に、市町村とも話がされていないというのが弱いところですね。だから、逆にそういうのを見ていた県民は、最初はいい知事が出たと思っていたのですが、このごろは支持率がすっかり逆転してしまいまして、支持率が42パーセントになってしまいましたので、ちょっとさめて県民がみるようになってきたのかな。

小原 早く好ましい集落の判断基準を。

佐藤 永田町と同じじゃないですか。

辻山 確かに、山口村でしたっけ、県境を越えて。あれを止めたときの論理で、市町村の意思を尊重しながら、県には「県益」というものがあって、それとは調和がとれないのだという発言があったね。その県益とは何か、実は議論したもこともないのだけれど、想像が付かないんですよ。それがわからないから、どうも都道府県がはっきりしないのではないかと思っていて、いまの話でいうと県益にそぐってないやつには補助金をつけないわけだから、たぶん何らかの基準が明らかになるのかもしれないけれど、つまり町村長さんたちの県のいう方向性とは何かと言っていますよね。

大門 パブコメ省略とか意見を聞かないとか云々ありますが、地方の出先の統合とか、新たに変えるとかあって、事務センターみたいなものをつくったりして、仕事の仕組みの流れがどうなっているのか、いまいちイメージがわからないのですが。たとえば事務センターで許認可の申請とかを何でも一つのところで受けるとしても、結局本庁にもって行って所管に配る、受付窓口が事務センターとしてあるということですか。

高橋 これから読み取れる範囲ですと、予算、権限を持つ、そして本庁の戦略会議に参加する権限を持つ職員を配置するのですから。

大門 そうすると相当重たい、総合出先機関みたいな位置づけなんですかね。

高橋 ですよ。ところが、そうすると本庁との関係はどうなるのかという問題が出てきちゃうのです。それぞれ10カ所で勝手に動いていいのか。所管する本庁はどうなるのか。これをどう整理つけていくのかは、現実問題としてちょっと大きな課題になるのではないかと。

大門 地域本部長が副知事、部長くらいのイメージでいるというのはわかるのですが、それはその事務所が3つ、地域振興とか福祉とか基盤整備であるわけですよ。それを統括して見るというイメージなんですよ。で、地域スタッフ、政策スタッフなどがそれぞれ直属でいて、一方で共通事務は事務センターでやる。共通事務のなかで許可申請とか入札とか資格登録とか、そこは一つのところでやるんですよ。仕事は3つわかれている、それぞれ直接的なところであるはずなのに、事務センターで入札とか許認可をやるのはできないから、結局そこは受付だけです。それはそれぞれの3つのところにまた処理については委ねるんですかね。仕事の仕組みの、共通事務の役割として事務センターというのは何をやるところで、何が合理性があってやってるのかイメージがわからないのですが。

高橋 地方事務所、保健所、建設事務所は10地域にあるわけですよ。これを再編する過程の中で、事務センターをつくり、それぞれの組織で持っていた共通事項を全部事務センターが処理しますよ、というかっこうなのかなというイメージをしていたんですがね。

大門 ゼネラルマネージャーの地域本部長は一人ですよ。県内10広域圏ごとに再編するということなんですかね。地方事務所と保健所と建設事務所を。

高橋 いま10広域単位で地方事務所、建設事務所、保健所があるんですよ。それぞれのなかでその3つの機関をがらがらポンして組み替えて新しい組織をつくらうと。

大門 ということは、10の中で、保健所なら、さらに3つあるとか、要するに数がかかわらないと意味がないですよ。地方事務所と保健所と建設事務所をそれぞれ役割を整理しなおして地域振興と福祉健康と基盤整備にすることではないですよ。統合するんだから広域のなかには保健所が5つあるとか、地方事務所は3つあると

か、そういうものを一つずつにまとめて、その広域圏ごとに1つずつしか事務所を置かないということですよ、そうじゃないんですか。

今村 そこまでは言っていないんじゃない。事務センターとは限られたものが事務センターで、おっしゃったものが再編統合されるというイメージじゃないですよ。

大門 読み方がよくわかっていないんですが、地方事務所と保健所と建設事務所を統合して、事業所を新設するんですよ。3つの施設を統合して3つの事務所に再編するんでしょうね。この意味がわからない。それにプラスして事務センターの4つに変わるのでしょ。数が変わらなければ再編して何が変わるのかよくわからない。

辻山 保健所や建設事務所の場合には、数が減る可能性はありますよね。地方事務所の統合は、一回全部まとめて、3つの看板にしましょうという。

磯崎 共通部分を共通にして、かつ指令本部みたいなものを共通にして一体性をもたせましょうということではないでしょうか。事務所長は当然各所属として独立しているんですよ。本部長が一応事務権限を持っているんでしょうかね、事務所長に対して。

今村 これは10が同じパターンではなくて、先行するのは下伊那ので具体像が出てくるんですね。だから、いまやろうとしているので、最初の10のなかでは下伊那のがどうなってくるかで、わからないね。

大門 縦割り行政の弊害を乗り越えるということは、全部統合して1つの事務所で3カ所に同じ機能をもつ3つに地域ごとに分担されるならわかるんだけど、再編しても機能が同じで事務センターだけ集めるような感じにしか見えないので、なんかよく扱いがわからない。

辻山 これも結局市町村の自治をかぶるためという冠をかぶっているわけでしょ。無理があるんじゃないかな。どこでそうなるのか。

南信州モデルでいえば、旅費計算とか共通事務は市町村が持っているものを一カ所に、一体的処理に、これは意味がありそうだと思うんですがね。

今村 町村のを手放して、上でやる。事務センターでやるんじゃないかね。

大門 事務センターが統合機能と縦割り弊害を克服する要なんじゃないかね。

稲葉 地域本部長でしょう。

大門 それをまとめて見る地域本部長と政策スタッフを置くというのが目玉なんですかね。

今村 これを委託することによって特例委託事務、つまり逆のやつを生み出していこうというんじゃないのかな。役場はとてじゃないけどできない。おもしろいかもしれないね。

磯崎 よく県なんかでやっているのは、総合出先機関の方が地域の総合調整機能を持つとかいうのが一応うたい文句としてはあるのですが、力を持っているのは土木事務所だったり保健所長だったりするので、保健所長なんかは言うことを聞かない。

ただこれはもう少しそういう意味では本部長が所長に対してとか、制度的担保があるのかもしれないね。

今村 この機構再編はコモンズの、というのとは切れているんでしょう。コモンズという哲学では。

高橋 それと同時に、今年4月1日付けの異動で、いままで本庁にいた部長の殆どを外に出しましたからね。部長の多くが地方事務所長になっていますから。一年で部長を出しちゃったということなのかな。まだ地域本部長まではいきませんが、そういうものを想定して10カ所全部に部長職を配置したのではないかと私は思うんですがね。

沼田 部長職が増えたんですか。自治労的には良いけど、行革に反するような話だね。

高橋 いまの田中知事の考えでいくと、エリートコースを歩んできたやつをはずしちゃえというのが分権なんだと考えれば、あまり長いこと権限があるところへ置いてはいけない。若手を登用した方が活性化し、自分の言うことも聞いてくれるという考えに立っていると思って見ていたんです。

今村 これは12月の文書というのは大きな文書ですか。

高橋 ちょっと分厚い。審議会でもんでいるものですから何回もやっぴして、その都度煮詰まったものが出てくるということになっていますので、かなり膨大です。長野県のホームページに出ていますね。

今村 このコモンズの考え方にもとづいた自治体支援事業ですが、実際はこういう部分だけで考えていなくて、やはり従来型のたとえばトンネルが通ったとか道路が整備されたという中で、縦割りのものが別にあるわけでしょ。

う。

高橋 考え方として流れとして。

今村 たとえば天龍村でも、ここには書いていないようなものが、特区で、学校にいけなくなったような子どものNPOなんかでやっていたりするのが出てこないんですね。お祭り支援みたいなものが認められているものね。ここから漏れているものを組み入れないと全体像はとらえられないですね。

高橋 最初に県が支援策ということで打ち出した柱のひとつで調査してみたらこういうことになった。それ以外にもっと大事なことはいっぱいあるじゃないかということなんですよね。基本的な産業育成だとかがこの範疇に入っていない。

今村 こういう調査の方法の限界かもしれませんが、そうすると高橋さんが3つの指標でやったいくつかの小規模の、高齢化が進んでいて、財政規模が、というこういうところを定点観測じゃないけど、いくつか相対として見ていくのがいいかもしれないね。

高橋 これをやって本当に私は何のためにやったんだろうかという想いに最後なってしまいました。

今村 下伊那の南端の方に行くともならない。自立だろうが自律だろうがどうにもならないところばかりですね。

辻山 さて、そしたら広域連合調査についての話題があればということですが、主査がお見えになっておりますが、参加していたのは、主査のほかは私と三野君ですから、何かあれば。

三野 与える影響ということで、これはたぶん何でしたら私がペーパーを用意すればよかったのですが、結論から言うと、長野の合併の枠組みで、広域連合の存続そのものが何か直接影響をうけるという状況にはならないというふうに判断しています。というのは、広域連合の枠組みのなかで、市町村数が極端に2つ、3つになるというエリアはなかったように思いますし、それからたとえばいくつかのパターンにわかれますが、長野市や松本市のような大都市に吸収されるような広域連合の枠組みもあり、一方で木曽のように小規模町村が連合を組んでいる枠組みがありますので、そういう枠組みというのは長野の場合広域連合の性格がはっきりわかれているので、たぶんそういう意味からいっても、たちまち広域連合の枠組みとか業務内容が影響をうけるというふうには分析はしていないんです。

今村 長野は見ただけで松本とか大合併じゃない。上田だって伊那だって。その合併が広域連合に影響を及ぼさない。

辻山 私はそれに期待して、全国的な傾向をふまえて県の役割を担当したのですが、事例的に言うと、ひとつは広域行政機構の全体で合併しようというのの一つだけはきだされるというケースがありますよね。そうするとそこは自前で全部やらないといけなくなるので、端的に言うと、前橋市に合併しそこなった富士見村、これはいまでも消防がないのです。事務組合が解散されていますので。結局県が介入したんですね。そういうことではいかんではないか、もっと広域的な配慮をしてくれと言ったら、前橋市が、そもそも県は合併パターンで枠組みをしめたのになんの努力もしてこなかったじゃないか。枠組みが壊れたことを放置しておいて後で救済しろというのは、ようするに顔をあらって出直してこいというふうに言ったわけですね。いま手を打とうとしているのは、受託としてなんとかしてほしいというのが県の意向ですが。

今村 前橋に頼むの。

辻山 前橋はそんなに安くはないぞと。従来は2億2,000万くらいの負担金だったのに、倍とると。試算してみるとそうなる。それは単純に言えば団体負担が入りますので、2つの自治体間になりますと、それを基礎にして計算しなおしたらいいんですが、そうしたら4億何千万ということになると、とても村としては大変だという状況になっていたり。

あるいはもう一つは青森県津軽半島が8市町村が入り乱れてモザイク状に合併したんですね。飛び地同士なんです。そこもなんとかして事務組合を再結成して消防、救急くらいはなんとかしようという努力をしたようですが、事実上はお互いにみんな飛び地になっているものですから、どういうふうにして自治体運営をしていくのか、長期計画なんかはどうやって作っていかうかと思っていましてね。これはこの間の朝日の調査によると、合併新法について知事たちは積極的に動くつもりはないというのが半数以上だったわけでしょう。そんなこと言ってる場合かという状態にあるような気がしてですね、私が最後に書いた論点は3つでした。そもそも合併がはじまる

ときに、都道府県が示した合併要綱、とりわけそこに示された合併のパターンは、どういう性格のものとしてとらえるべきであるか。

それから、あとは議論しにくいのですが、今回の市町村合併が決して夢多き見識ある新市町村建設ばかりではなく、あるいはどうしようもない選択をしてしまったところ、はじき出され、孤立してしまったところがあって、そこへの都道府県の役割の設定は考えられないものかどうか。法律では斡旋や勧告をいれているのですが、いまのままでは作動しないだろう。県知事が及び腰になっていますからね。これをやれというとなんだか集権かとかいう非難がありそうですが、なにか役割がありそうだという気がしています。

もう一つは、先ほど言いましたモザイク状とか分裂状態の合併をしたり、孤立したところを含めて、残されている事務配分特例制度を次の段階で持ち込んでくる案が浮上していますので、そのときに都道府県はいったいどうするか。その問題を解決しないで道州制は議論できないぞという気がしているものですから、その3点だけ論点に書いておいたんです。

今村 そういう論点に見合うのは長野県では無いんですね。

辻山 たしかに長野ではないですね。

三野 都道府県の性格が都道府県によって変わってくるのではないかと思いますよね。本当に広域調整、連絡調整だけをやる都市部の基礎自治体が自立できる場所、長野のようなところは補完だと、わかれてくる。

辻山 そういう意味では、『地方自治』の5月号に、昨日山下茂さんと呑んでいて、書いたよというので読んでみたのですが、要するにあれは南欧の地方自治と日本の比較ということで、南欧はほとんどが自治3層制。州、府県、市町村。日本の府県と比較すると、すべからず州のレベルでとらえても大きいくらいだ。『地方自治』に書いていいのかなと思いましたが、そういうことがありまして、少し小規模町村に県が何をなし得るか考えておかないといけないかな。そのなし得るといふことの題材に支援プランをあてにしたんだけど、これがどうしてもきちとこない。

大門 福祉家庭の支援策はどういう中身なんですか。福祉は独自の支援策をもっていますよね。

三野 宮城が岩手もやりましたよね。三点セットでやってましたね。長野県の特例事務受託制度の創設とはどういうことなんですか。あれは言ってみたら事務配分特例の実験的なものですよ。

高橋 結局その道を選ばずに合併に走った。それと職員の賃金を削り住民負担を増やすことでとりあえず乗り切れた。

三野 まだ県にお世話になるほどには至ってはいないと。

高橋 知事と市町村の関係は最近、2、3年前からおかしくなってきましたから、その辺で言いにくかった雰囲気があるのではないかなという気がするんです。

磯崎 県の側は本気で受けようと思っているんですか。この回答を見ると要請に応じて検討すると。

高橋 職員はそういう気持ちがあったとおもいます。市町村課の職員は、何とかできることはやってやろうという意志を持ちますので、その意味では地方自治ではやはり市町村の担当部署とも一致できると思います。

小原 長野県内の分権化、分散化というと、分散で地方事務所を総合出先機関化して、市町村支援をしていくのだけれど、しかし市町村に特例的に事務移譲がしたい、広域連合にしたいというのは、そういうのは方法としてはあまり考えてないというふうに言い切っているんですか。

高橋 先ほどの項目からいうとびっくりしたんですが、本当に何もやっていないんですね。

小原 自治労としては分権推進ということでしたが、実際問題市町村や広域連合でこういう議論がされていたのは手を上げるのがないくらいだ。望んでいるとは言いにくい状況にあるわけですよ。

高橋 松本広域の消防で、火薬の取扱の事務を担ったときには、お金が全くついてこなかったという反発があったと記憶しています。

小原 いま10広域連合は、すべて事務移譲はそういうもので、全国的に見ても島根県でもそうでしょう。

大門 来るからおろすという発想のようなのですが、来そうもないからとぎれるんじゃないかと思うんですが……。広島なんかはだいぶ早くから検討会を設けて権限移譲をやったりしているけれど、やはりぶつかるのは予算、お金とセットではなかなか、実のあるものはなかなかおろさないし、特に県も財政が厳しいから、予算を含めてというのはやりづらくて、ニーズと一致しないからというのは言われる話ですよ。

逆も同じような意味で、実際はずすとして、何かというのはあると思うんです。県にやってもらって言っても何があるだろう。

辻山 五月雨的にやるのは難しくて、町村同士横が気になるというのはあるんじゃないですかね。町村会あたりで議題にのせて、どうだい小さいところはこれで受託を求めようじゃないかということになればおもしろいけど。

大門 消防とかそういう世界ですよ、代わってやってもらいたい、やれなくなっちゃってやってもらいたい。細かな許認可とかいう話ではなくて、基本の部分でバンザイしちゃって、地域の中の根幹に関わる部分の業務でこれだけではできなくなりましたというところを県に持っていくということでないとなかなか言いづらいと思うんです。小さいことを頼んでもしょうがないし、ニーズもそんなにないでしょうから、事例が。そうなると言いづらいですよ。消防を県にやってくれとかはなかなか出てこないでしょうし。

辻山 三多摩は特にやっていない。

小原 東京都消防局以外にはこれほど大きくやっているところはありませんか。

辻山 聞いたことない。広域化は確かに進んだけど、そんなに大きくはないよね。消防、水道、あとは道路があるんじゃないか。公営住宅とか。

小原 三多摩含めてえらくやっているわけですよ。東京都モデルですね。

大門 公営住宅は長野で市町村立の住宅ってどのくらいあるんですかね。

辻山 まだだいぶ。選挙の目玉にもなるでしょう。

大門 県の住宅供給公社あたりがいま指定管理者制度があるので、逆に市町村のやつも管理請け負いますという動きが全国的にありますけど。

佐藤 北海道の場合は、道営住宅は駐車場が無料なのに、深川市だったかな、市営は料金がとられる。道はおかしいんじゃないかという議論があるんですね。

高橋 泰阜村で県の補完をお願いしたい事務としては、学校運営、医療の提供、保健所による母子保健、精神保健の支援、森林整備の支援、政策立案、条例制定の支援、災害時における人的支援というのが具体的に出ていますね。

辻山 手帳交付の事務か。それは地方事務所でやってくれと。

今村 いまのは本当にそれぞれの事務だね。それを支援なの。手放すまではいかないのね。

高橋 県の補完という表現ですね。

今村 学校なんて何してほしいんだろう。英語を教える先生を派遣してくれとか。

辻山 維持管理じゃないのかな。

小原 松島村長に聞いたところでは、イメージとしては組合立で学校をやるようなイメージでしたね。

今村 泰阜なんかといっしょにやるところなんて無いんじゃないの。事務組合でしょ。

小原 県じゃなくて広域のサイズで。どことやるかはわかりませんが、そこは広域連合で事務組合ではなくて。

高橋 広域連合に対しては、介護保険、火葬場、上下水道、情報化というものを広域的に。県には小学校はないのですが、中学校、県立高校、医療等と。

大門 地域に用意してほしいということなんですかね。もともと無ければ意味がないですからね。

今村 この地域で飯田に下宿してましたがね、通えないんだよね。

小原 長野県で県立高校の統合再編で、いくつかの高校をつぶしていくでしょう。

今村 まとめてもいいから寮でも建ててくれと。賄い付きじゃないと高校生は自炊できないし。

辻山 それと僕らは泰阜荘養護老人ホームが村で経営することになって、医師が必要ですよ。医療を村営でやらないといけなくなったんじゃないかな。村営の診療所であるの。

小原 あの有名なお医者さんが村職員ですよ。

今村 議会事務局も選挙事務もやってくれとか言ってきそうだね。

長野県の話が出ましたが、さっきの群馬とか岩手の小規模の支援をどこかで充実した調査が行われているという例はあるんですか。今日高橋さんがやられたのは長野のコモンズなんていうことでやっていただきましたよね。先程来出ている岩手なんかで、たとえば岩手県立大学がそういう調査をやっているとかいう情報があったら聞きたい。

辻山 まだプランの段階だと思います。

今村 さっき辻山さんがおっしゃったように、特例の事務配分の話は引きずっていてね。この話がまた出てくると思うんですがね、この小規模町村に対する都道府県の補完的な機能、抽象的に言えば、そのあり方なんてね。どういう工夫があるんだろうかというのがね。

磯崎 28次でできるんですか。道州制とかいっているそばから小規模町村支援だなんて言ったら、だめだねと。

大門 僕が総務省と話をしている感じでは、新法が5年間なので、出るとしてもその次の法律をどうするかというときにセットで出すというタイミングならあり得るかなという雰囲気ですよ。とりあえずいま合併でやってとっているそばから支援策というのはしづらい。

次の5年のときにどんな世の中になってどういうニーズになっているかをみて判断するような雰囲気でしたけど。当然そういう問題は出てくるといって問題認識はもっていますが、どのタイミングでまじめに検討してやらないといけないかとなると、雰囲氣的には次の次の地制調あたりがその辺の議論がメインになるのではないかという受け止めでいたんです。そんなに遠い先ではないけれども、かといってこの1、2年でそこまで踏み込むのはあまり考えていないんじゃないか。

辻山 うがった見方という前提付きで言えば、この5年間でできるだけ説得して、それでもどうしても残っちゃったというところに手をつけるという大義名分がつくりたい。そのときやるのは山崎案だろう。そのための条件作りにこの5年間つかわれるんじゃないかという読みが、自治日報の編集長あたりは見ていると思うね。

今村 ゴールデンウィーク中に村上龍を読んでいたものですからね、もっと事態は逼迫しているのではないかと。

佐藤 いろいろな政策分野、事務分野はある程度統一してやらないとだめですよ。請け負う方も、ある村ではこれ、別の町ではこれと言っても無理ですよ。

大門 パッケージ型のを考えないと無理だよ。

佐藤 政令指定都市の逆・政令指定村とか。